

令和 6 年 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 8 月定例会 会議録
目 次

第 1 号（8 月 21 日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
議案第 1 号	7
議案第 2 号	8
議案第 3 号	16
一般質問	18
閉会の宣告	32

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第121号

令和6年8月9日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 伊 藤 仁

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和6年8月21日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和6年8月9日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 芝 田 裕 美

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会

令和6年8月21日（水）

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第5 議案第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	寺 本 真 理	議員	2番	徳 本 光 香	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	後 関 俊 一	議員
5番	広 沢 修 司	議員	6番	鈴 木 清 丞	議員
7番	森 谷 宏	議員	8番	平 田 新 子	議員
10番	小 易 和 彦	議員	11番	伊 藤 仁	議員
12番	塚 本 竜 太 郎	議員			

欠席議員（1名）

9番 円 谷 憲 人 議員

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	太 田 和 美 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
監 査 委 員	吉 川 正 昭 君
会 計 管 理 者	佐 藤 太 郎 君

事 務 局 長	中 川 聡 君
事 務 局 次 長	野 澤 孝 夫 君
総 務 課 長	國 松 悟 史 君
あ じ さ い 所 長	野 澤 孝 夫 君
し ら さ ぎ 所 長	栗 原 稔 君
周 辺 整 備 室 長	立 原 二 郎 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	村 松 宏 樹
白井市環境課さらいなまちづくり係長	津 々 木 哲 也
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	高 野 章

事務局職員出席者

総 務 課 長 補 佐	沼 中 裕 一 郎
総 務 課 庶 務 係 長	篠 宮 武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 皆様、本日はご多用の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和6年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和6年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（伊藤 仁議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 仁議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、12番、塚本竜太郎議員、1番、寺本真理議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤 仁議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（伊藤 仁議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、都市公園整備事業につきましては、第2期整備エリアに位置づけておりますスポーツ・レクリエーション活動の場の創出としてスポーツ広場ゾーン（仮称）スポーツ広場の実施設計について、地域の皆様のご意見を伺いながら策定し、環境委員会のご承認をいただくとともに、用地買収を進めております。今後も周辺整備事業を着実に推進し、周辺整備計画の実現に向け周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

議案第1号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度予算の歳入歳出にそれぞれ1億2,025万円を追加し、歳入歳出の総額を36億2,602万1,000円とするものでございます。

次に、議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員の意見を付して、その認定を求めようとするものでございます。

決算の主な内容でございますが、歳入決算額は35億5,010万3,776円、歳出決算額は33億387万8,111円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億4,622万5,665円となっております。

次に、議案第3号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、本組合と相手方との損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、主要な施策の成果のうち、主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、昨年度は年間約2万8,984トン、1日当たり約118トンのし尿及び浄化槽汚泥の搬入がありました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕等を実施し、昨年度は年間約3万3,164トン、1日当たり約110トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみの搬入がありました。

次に、周辺整備事業につきましては、都市公園整備事業である（仮称）スポーツ広場の実施設計業務や都市公園第2期及び第3期整備エリアの用地取得を進めております。また、さわやか環境緑地の維持管理として除草作業等を実施し、利用者の方々に安心して安全にお使いいただけるよう努めております。

なお、さわやかプラザ軽井沢につきましては、住民の健康の維持増進及びふれあいの場の提供を図ることを目的として運営を行い、昨年度は25万1,664人の方々にご利用いただき、1日当たり794人の利用がございました。

今後も組合施設の適正な管理、運営を行うとともに、安定操業に向け、努力してまいる所存でございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第 1 号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第 3、議案第 1 号 令和 6 年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第 1 号 令和 6 年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額 35 億 577 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 2,025 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 2,602 万 1,000 円とするものでございます。

それでは、1 ページを御覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、6 款 1 項繰越金を 1 億 1,872 万 7,000 円増額、7 款 1 項雑入を 152 万 3,000 円増額し、歳入合計で 1 億 2,025 万円増額補正するものでございます。

次に、歳出では、2 款 1 項総務管理費を 40 万 9,000 円減額、3 款 1 項清掃費を 45 万 1,000 円増額、5 款 1 項基金費を 1 億 2,020 万 8,000 円増額し、歳出合計で 1 億 2,025 万円増額補正するものでございます。

こうしたことから、歳入歳出予算 35 億 577 万 1,000 円を、歳入歳出それぞれ 36 億 2,602 万 1,000 円とするものでございます。

初めに、歳入の 7 款諸収入と歳出の 3 款衛生費のうちクリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費に係る補償、補填及び賠償金についてご説明いたします。7 ページと 9 ページを御覧ください。令和 6 年 3 月 11 日にクリーンセンターしらさぎのプラットホーム内において、本組合側の過失により、ごみ収集許可業者の収集車両とごみ投入扉が接触し、収集車両を破損させるという事故が発生いたしました。事故の原因としては、本組合が委託している場内整備等業務受託者が、ごみ投入扉の誤操作により停車していた収集車両に当該扉を接触させてしまったというものでございます。本組合は、被害者であるごみ収集許可業者に対し、本件事故により破損した車両の修繕費用について支払うとともに、場内整備等業務受託者は当該事故における業務上の過失があったことを認めており、本組合が被害者に支払う損害賠償額を本組合へ支払う申入れがなされていることから、歳入歳出それぞれに同額の 152 万 3,000 円の増額補正を行うものでございます。

それでは、歳入の詳細についてご説明いたします。6 ページ、7 ページを御覧ください。

まず、6款1項1目繰越金につきましては、令和5年度決算の実質収支額が2億4,622万6,000円で確定したことから、当初予算計上額の1億2,749万9,000円を差し引いた1億1,872万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、7款1項1目雑入につきましては、損害賠償に係る求償金として152万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明をいたします。8ページ、9ページを御覧ください。

まず、一般職人件費につきましては、人事異動等により2款1項1目一般管理費で40万9,000円の減額、3款1項1目し尿処理費で24万8,000円の減額、2目ごみ処理費で166万5,000円の増額、また、2目ごみ処理費のうち、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費につきましては、施設内事故損害賠償金として152万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。4目周辺整備費では248万9,000円を人事異動等により一般職人件費を減額するものでございます。

次に、5款1項1目財政調整基金費につきましては、歳入の6款繰越金の増額補正額1億1,872万7,000円と、歳出の2款1項総務管理費の減額補正額40万9,000円及び3款1項清掃費のうち一般職人件費に係る減額補正額107万2,000円を財政調整基金に積み立てるため、1億2,020万8,000円を増額補正するものでございます。

なお、歳入歳出の事項別明細につきましては、3ページから11ページに記載のとおりで、12ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第1号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第4、議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページの合計欄を御覧ください。歳入歳出の予算額につきましては、ともに35億2,002万7,000円でございます。歳入決算額は、35億5,010万3,776円で、予算額に対して3,007万6,776円の増、収入率は100.85%でございます。歳出決算額は33億387万8,111円で、予算額に対して2億1,614万8,889円の減、執行率は93.86%でございます。歳入歳出の差引残高は2億4,622万5,665円でございます。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。歳入決算額について1款から8款までを款ごとにご説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿処理事業、ごみ処理事業及び周辺整備事業等、諸事業の執行に伴う組合構成団体からの負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額はともに29億5,003万2,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機、電柱、さわやかプラザ軽井沢等の行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。予算現額2億9,065万2,000円に対し、調定額及び収入済額はともに2億8,348万565円で、予算現額と収入済額との比較は717万1,435円の減となっております。減収の主な要因は、ごみ処理手数料で、柏市及び鎌ヶ谷市から搬入された事業系一般廃棄物及び粗大ごみの処理量等が当初見込みより減少したことによるものでございます。

3款国庫支出金は、周辺整備費補助金で、予算現額、調定額及び収入済額ともに715万円でございます。

4款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子で、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに350円で、予算現額と収入済額との比較は650円の減となっております。

5款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したもので、予算現額、調定額及び収入済額は、ともに2,796万円でございます。

6款繰越金は、前年度の繰越金で、予算現額1億6,824万6,000円に対し、調定額及び収入済額はともに1億6,824万6,123円で、予算現額と収入済額との比較では123円の増となっております。

7款諸収入は、主に総務管理、し尿、ごみ及び周辺整備事業に係る雑入で、予算現額6,668万6,000円に対し、調定額及び収入済額はともに1億393万4,738円で、予算現額と収入済額との比較は3,724万8,738円の増となっております。増収の主な要因は、容器包装リサイクル協会からのPETボトル有償入札拠出金及び放射性物質対策に要した損害賠償金の収入によるものでございます。

8款組合債は、公共事業等債で、予算現額、調定額及び収入済額ともに930万円となっております。

以上によりまして、歳入合計は予算現額35億2,002万7,000円に対し、調定額及び収入済額ともに35億

5,010万3,776円、予算現額と収入済額との比較は3,007万6,776円の増となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、10ページから21ページに記載のとおりでございます。

次に、歳出決算額についてご説明をいたします。6ページ、7ページを御覧ください。1款議会費は、予算現額225万7,000円に対し、支出済額143万6,913円、不用額は82万87円でございます。不用額の主な要因は、議員視察の未実施などによるものでございます。

2款総務費は、予算現額8,949万9,000円に対し、支出済額8,741万7,517円、不用額は208万1,483円でございます。不用額の主な要因は、一般職人件費の時間外勤務手当の減少などによるものでございます。

3款衛生費は、し尿処理、ごみ処理、共同化処理、周辺整備の業務経費を合計した金額でございます。予算現額31億4,533万3,580円に対し、支出済額29億6,187万2,073円、不用額は1億8,346万1,507円でございます。不用額の主な要因につきましては、し尿処理費では需用費の消耗品費、光熱水費及び委託料の契約差金などによるものでございます。ごみ処理費では需用費の光熱水費で、契約電力の変更や燃料費等調整額が当初見込額を下回ったこと、委託料の定期分析業務委託に係る契約差金及び灰・不燃物処分業務委託の処理量の減少などによるものでございます。共同化処理費では、需用費の光熱水費で、燃料費等調整額が当初見込額を下回ったこと、委託料の定期分析業務委託及び不燃ごみ等分別破碎業務委託の契約差金などによるものでございます。周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢に係る工事請負費や都市公園整備事業に係る契約差金などによるものでございます。

4款公債費は、平成26年度及び平成27年度に実施したクリーンセンターしらさぎに係るダイオキシン類対策事業、令和2年度から令和4年度までの施設延命化対策事業、令和3年度に実施したアクアセンターあじさいに係る設備更新事業及び令和元年度からの都市公園整備事業に係る地方債償還金でございます。予算現額1億8,474万9,493円に対し、支出済額1億8,345万8,258円、不用額129万1,235円でございます。

5款諸支出金は、財政調整基金と周辺地域整備基金への積立金でございます。予算現額6,969万4,000円に対し、支出済額6,969万3,350円、不用額は650円でございます。

6款予備費につきましては、当初3,000万円で予算計上していましたが、周辺整備費に145万9,580円、公債費に4万6,493円を充当したことから、予算現額は2,849万3,927円となり、不用額は2,849万3,927円でございます。

以上によりまして、歳出合計は、予算現額35億2,002万7,000円に対し、支出済額は33億387万8,111円、不用額は2億1,614万8,889円でございます。

なお、歳出決算の事項別明細につきましては、22ページから57ページに記載のとおりでございます。

次に、61ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2億4,622万5,665円となり、実質収支額は2億4,622万5,665円でございます。

次に、64ページ、65ページを御覧ください。財産に関する調書でございます。1の公有財産につきましては、土地では785.99平方メートルの増となっており、建物の増減はございません。また、土地の増加の理由につきましては、都市公園用地の購入により401.77平方メートルの増加、都市公園用地の買戻しにより451.06平方メートルの増加となり、合計で852.83平方メートルの増加となりましたが、普通財産では柏市への道路用地譲与のため66.84平方メートルの減少となり、公有財産の合計では785.99平方メートルの増となりました。

2の物品につきましては、決算年度中の増減高はありません。

3の財政調整基金につきましては、4,435万1,000円の増額となり、決算年度末現在の残高は1億6,872万5,000円となっております。

また、4の周辺地域整備基金につきましては261万8,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は1,703万7,000円となっております。

次に、主要な施策の成果に関する説明書、決算審査意見書及び歳入歳出決算の概要につきましては、配付のとおりでございます。

以上で議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 次に、・川監査委員より本決算審査について報告を求めます。

・川監査委員。

○監査委員（・川正昭君） 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る7月16日に、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。審査に当たりましては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございまして、審査に付された書類は、いずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理につきましても、各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも事業の推進に当たりまして経費の節減に努めるとともに、最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたしました。

基金運用の状況の審査結果につきましては、決算審査意見書の19ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございまして、関係書類と符合し正確であり、適切に運用されていることを認めました。

以上、監査委員報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行いま

す。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） よろしく申し上げます。議案第2号について、主にゴミ減量の観点から質問を幾つかいたします。

1問目、歳出の決算額が予算より2億円ほど下回った主な理由について。2点目が、決算明細書の47ページの周辺整備費に関してですが、さわやかプラザ軽井沢の収支について、以前は赤字が指摘されていたと思いますが、昨年度は改善があったのでしょうか。3つ目は、クリーンセンターしらさぎのゴミ処理量について、2つの市で3.07%減らせたという結果でしたが、令和5年度に工夫されたことや減量の理由について伺います。最後、4つ目が、昨年度の取組を通して、今後のゴミ軽減に生かせることなどあったのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。初めに、決算額が約2億円下回った主な理由でございしますが、令和5年度決算における歳出の不用額、約2億1,600万円の主な要因につきましては、廃棄物処理施設に係る電気料金における燃料費等調整額が当初見込みよりも下回ったこと。また、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策工事において二酸化炭素排出抑制対策を実施したことにより、契約電力を見直し、基本料金が下がったことなどによるものと考えております。

次に、2点目は、周辺整備費におけるさわやかプラザ軽井沢の収支の改善についてでございました。さわやかプラザ軽井沢の年間収支につきましては、利用料金及び指定管理料等の総収入2億5,366万1,353円に対して、施設運営費等の総支出が2億5,188万9,523円となっており、差引きで総収入が177万1,830円上回っております。また、収支の改善につきましては、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行され、利用制限を解除して以降、利用者数が回復し、これに伴う飲食事業やヘアカット事業等の利用機会が増加したことなどにより収支が改善したものであると認識しております。

次に、3点目は、クリーンセンターしらさぎのゴミ処理量の減量についてでございました。ゴミ量が減少していることにつきましては、当組合及び構成団体におけるゴミの発生抑制や排出抑制を求め、ゴミ減量化に向けた様々な取組により、市民の皆様のご理解、ご協力をいただいたことによるものと考えております。具体的には、ゴミ減量化を図るためのホームページ掲載やゴミ分別アプリ等による市民に向けた情報提供に努めたほか、小学校の社会科見学や市民向けの分別出前講座などを開催し、直接市民の皆様との対話を通じて減量化に対する働きかけを実施してまいりました。また、事業者に対しましては、搬入物検査を通じて適正化を求めるなど、様々な手法により、ゴミ減量化に向けた取

組を行っております。さらに、昨今の社会情勢から物価高騰による買い控えなどの影響もあるのではないかと考えているところでございます。

次に、4点目として、今後のごみ軽減に生かせることとございました。これまで実施してきたごみ減量化の取組などを継続的に実施していくとともに、燃やすごみに含まれ3割弱を占める紙類の資源化や近年の国際的な関心から国も推進しております食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取組なども有効な手段と捉えておりますので、構成団体と協働して引き続き効果的な施策について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、今の回答に対してですが、3問目について、ちょっと自分なりに考えたことを述べた後で、次の質問に行きたいと思います。

様々な、本当に直接対話を通じて減量化に努められたというのは効果があったのだなと思いつつ、3つぐらい減量の原因の要素として参考にできるものがあるのかなと考えて、少しだけ調べてみました。まず、人口なのですけれども、鎌ヶ谷市の人口、この令和5年度から、やっぱり122人ぐらいでしたけれども、増えているということで、柏市全体でも1,400人以上増えているということで、普通に考えると、人口が増えるのごみも増えるというふうに考えられそうなので、それを加味してもやっぱり減ったというのはよかったなと思うことと、あと、回答で物価高騰による買い控えの影響もあるのではということでちょっと見てみたところ、ちょうどこの令和5年度にかけて9か月間この食料の実質の支出というのが落ち続けていまして、ちょっと見えにくいとは思いますが、2022年の食料の支出というグラフがありまして、それを9か月連続で前年割れしているという状況がありました。6月に關して言いますと、令和5年度3.9%食料の買い控えが行われているということなので、今回3%ちょっとごみが減っているというのとかかなり関係しているのではないかなというふうに自分は感じました。

それから、では、2問目の質問に行きますが、2回目、1問目です。延命化工事の二酸化炭素削減と電力の基本料金の関係というのを削減できた支出額も含めて具体的にご説明お願いいたします。省エネルギーにより電気代も大きく節約できたということでよろしいでしょうか。

2つ目が、二酸化炭素の排出量は過去の1年間と比べて何%ぐらい削減できたのでしょうか。

3つ目が、さわやかプラザ軽井沢についてです。以前の赤字というのはコロナ禍の制限によるものが大きくて、それが回復したという考えでよろしいでしょうか。

4つ目、また、ごみ減量の質問ですが、ごみ量の減量により、ごみの処理を行う経費はどのくらい減ったのでしょうか。分かる範囲でお願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） 私からは、クリーンセンターしらさぎの延命化工事に係る二酸化炭

素削減と電力基本料金等に関するご質問及びごみ量の減量に伴う経費の削減額に関するご質問についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。初めに、ご質問の1点目、延命化工事の二酸化炭素削減と電力基本料金の関係について、削減できた支出額と併せてお答えいたします。延命化工事では二酸化炭素排出削減施策から施設内の設備において、高効率モーターの採用やインバーター化及び施設内照明をLED化するなど省エネ機器にしたことにより消費電力の削減が図られ、その効果の一つとして電力需給契約における基本電力量を1,430キロワットから1,121キロワットへ引き下げたことで、基本料金において年間、約460万円の削減効果が図られたものでございます。

次に、ご質問の2点目、二酸化炭素排出量は何%ぐらい削減できたかのご質問にお答えいたします。二酸化炭素排出量を国への補助事業に係る報告書に基づき試算し、令和4年度と比較いたしますと、令和5年度では受入供給設備での不具合等により約4%増加しておりますが、延命化対策工事前である令和2年度との比較では18.51%削減し、総体的に減少傾向となっております。

次に、ご質問の3点目、ごみ量の減量によりごみの処理を行う経費がどのくらい減ったのかのご質問にお答えいたします。ごみ減量に伴うごみ処理経費の削減効果につきましては、ごみ焼却に伴う薬品単価などの用役費や最終処分費等の経費にも影響を受けることから、正確に算出することは難しいですが、令和5年度の焼却に係る1トン当たりのごみ処理原価で試算いたしますと、約2,300万円の削減効果があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） 私からは、さわやかプラザの収支について、コロナ禍制限解除により赤字が回復したと考えてよろしいかについてお答えいたします。

コロナ禍におけるさわやかプラザ軽井沢の収支に対しましては、令和2年度の約2か月間にわたる施設休館から始まり、その後も国や県などの要請等に基づく時短営業、利用人数制限及び感染リスクの高い飲食事業の休止など施設の営業活動に係る影響が大きかったものと考えております。

なお、感染法上の位置づけが変更され、これらの制限が解除されたことにより利用者数が回復し、飲食など自主事業の利用機会が増加したことなどによるものから、収支の改善が図られたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 今のお答えで二酸化炭素排出量がお金をかけても延命化対策行ったことで18.5%も削減できたということは確認できてよかったなというふうに思います。また、ごみ処理の経費なども2,300万円など減っているということ。

引き続き、3回目の最後の質問に参ります。1問目が不用額、約2億1,600万円の主な要因で最初に

お答えいただいたのが2点ありました。燃料費等調整額が下回ったということと、電力の基本料金が下回ったことということで、電力の基本料金が下がった額については、ただいま460万円というお答えだったので、あまり多くは占めないということで、燃料費等調整額の不用額のほうは幾らだったかお尋ねします。

2つ目に、具体的にどのようなごみ減量の取組をされたかというところで確認したいことが幾つかあります。ごみ分別の出前講座2市で令和5年度は何回ほど行いましたか。

3つ目が、事業者の搬入物検査による適正化の要請というのも行われたということで、それは具体的にはどんな内容で実施されたのでしょうか。

最後の4つ目が、事業者の立入検査、現場でのごみ削減のための調査というのはされたのでしょうか。以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） 不用額2億1,600万円の主な内容として燃料費等調整額の不用額が幾らであったのか及びごみ減量等に関するご質問についてお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。初めに、燃料費等調整額の不用額についてお答えいたします。クリーンセンターしらさぎの燃料費等調整額に係る不用額につきましては、当初予算との比較で約7,200万円の不用額が発生したものでございます。

次に、ご質問の2点目、ごみ分別出前講座を何回実施したかのご質問についてお答えいたします。ごみ分別出前講座等につきましては、構成団体において実施しておりますが、令和5年度実績といたしましては、構成団体の合計で28回実施したと伺っております。

次に、ご質問の3点目、事業者の搬入物検査による適正化の要請の具体的な内容というご質問についてお答えいたします。搬入物検査による適正化の要請につきましては、搬入物検査時において、ごみの受入れ基準に対する適合性を確認し、ごみの分別徹底を指導するとともに、一般廃棄物処理業許可業者に対し、排出事業者にごみの減量化、資源化への取組を一層推進していただくための協力を要請する文書などの送付を行っております。

次に、ご質問の4点目、事業者の現場でのごみ削減のための調査は実施しているのかというご質問についてお答えいたします。事業者の現場でのごみ削減のための調査につきましては、基本的には構成団体において対応していただいております。事業者に対する事業系一般廃棄物減量計画書における確認や、一部の事業者に対しては事業所等を訪問し、3Rに係る取組や課題に関する聞き取り、さらなる3Rの推進に向けての助言等の対応を行っているものと伺っておりますが、今後、当組合といたしましても、減量化、資源化に向けた対策として協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員です。

よって、議案第2号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第5、議案第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

議案第3号を御覧ください。本案は、本組合が所有、管理するクリーンセンターしらさぎで発生した事故について、和解及び損害賠償の額を定めようとするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、和解及び損害賠償の相手方は、柏市柏296番地、株式会社花園サービス、代表取締役、小林直人でございます。

2、事故の概要は、令和6年3月11日クリーンセンターしらさぎのプラットホーム内において、本組合側のごみ投入扉の誤操作により、相手方所有のごみ収集車両とごみ投入扉が接触し、当該車両のテールゲート等を破損させ、修繕の必要が生じたものでございます。

本件事故の要因についてご説明いたしますと、ごみ投入扉については、事故当日の数日前から不具合が発生していたため、ごみ投入扉を常時開放する対応を取っておりました。しかしながら、事故当日、プラットホーム内の整備等を行っている現場作業員において、当該設備が正常に復旧したとの思い込みによりごみ投入扉を操作してしまったことから、停車していた相手方ごみ収集車両に扉が降下し、車両のテールゲート等に接触させてしまったものでございます。なお、負傷者はおらず、当方のごみ投入扉に損傷はございませんでした。

次に、3、損害賠償の額につきましては152万2,180円でございます。

4、和解の内容につきましては、1点目として、本組合は相手方に対して損害賠償金152万2,180円を支払うこと。2点目として、本件損害賠償のほか、本組合と相手方は一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしないことを確約することとし

ております。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 今回の議案、本当に負傷者、死亡者がなくよかったなと思っています。

2点確認したいと思います。質問することにした理由は、信じられないことなのですけれども、車が下がるときのストッパーがないというごみ処理場があって、それで車が落下して人も亡くなったという、すごく悲しい事故もほかにはあるということだったので、ぜひ再発防止策などしっかりしていただきたいという思いで質問します。

1問目が、現状の扉の修理のほうの状況などはどうなっているでしょうか。

2つ目は、再発防止策について伺います。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。初めに、扉の修理の状況でございますが、事故発生前の3月6日から不具合を生じていました、ごみ投入扉のセンサーにつきましては、3月15日に不具合部品の交換作業を実施の上、動作確認し、正常に稼働することを確認して修繕を完了しております。

次に、再発防止策につきましては、当組合では安全管理体制の確立のため、管理監督体制の再確認、再徹底などが必要と考えており、業務における指示や安全行動の遵守徹底、情報共有や理解度の向上などを促進するため、まずは業務内容や安全対策等に関する意見交換の場を設置し、安全管理への取組を共有することで再発防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） いろいろ、もう即座に安全管理についていろいろ努められているということですのでよろしくお願いします。今回については、職員さんが正常に復旧したと思い込み扉を操作してしまったというところが、もう最大の原因なのですけれども、やはり口頭だけではなく、見える化してというか、そういうところは、もう当然やられていると思うのですけれども、復旧するまでは触れなくて済むような対策などもしていただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁は求めますか。

○2番（徳本光香議員） 結構です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

議案第３号について、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第３号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第３号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

午後 ３時５９分 休 憩

午後 ４時１０分 再 開

○議長（伊藤 仁議員） 会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（伊藤 仁議員） 日程第６、一般質問を行います。

事前に通告のありました鈴木議員、徳本議員について質問を認めます。

初めに、鈴木議員について質問を認めます。

鈴木議員。

○６番（鈴木清丞議員） では、一般質問させていただきます。１番のフロン使用電化製品と２番の沼南処分場用地にある民間廃棄物処理施設に関しましては、柏の６月議会の一般質問の中で取り上げられた内容であります。そのことに関して、この場でもご質問させていただきます。

では、１番のフロン使用電化製品の処分について。

１番、フロン使用電化製品は、当衛生組合では受入れを不可としている理由をお示してください。

２、受入れ不可としているが、過去の受入れ件数とその具体的な理由をお示してください。

３、受け入れた電化製品の具体的な処分方法と処分費用について詳細をお示してください。

２番、沼南処分場用地にある民間廃棄物処理施設について。

１、当該社への発注内容をお示してください。

２、建築基準法に関して、以下の点をお示してください。

（１）、建築基準法にどのように違反しているのか。

（２）、違反であれば、いつ認識したのか。

（３）、どのように指導したのか。

（４）、今後の予定はどうなっているのか。

3、廃棄物処理法に関して、以下の点をお示してください。

(1)、廃棄物処理法にどのように違反しているのか。

(2)、違反であれば、いつ認識したのか。

(3)、どのように指導したのか。

(4)、今後の予定はどうなっているのか。

大きく3番目、(仮称)スポーツ広場の設計について。

1番、スポーツ広場で可能なボール遊びは何か。

2、利用者駐車場がないようであるがどうするのか。

3、ふれあい親水広場との連携はどうなっているのか。

4、公衆トイレが見当たらないがどうなっているのか。

5、想定利用人数はどうなっているのか。

以上、お願いいたします。

○議長(伊藤 仁議員) 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長(中川 聡君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご質問は3点ございました。初めに、ご質問の1点目、フロン類使用製品の処分につきましてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。お尋ねの1点目は、フロン類使用製品を当組合が受入れを不可としている理由でございました。当組合では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律などに基づき、フロン類の回収、再生、破壊などが行える施設設備がなく、安全かつ適正な処理が行えないことなどの理由から、基本的に住民の方からのお問合せに対して、当該フロン類使用製品につきましては、専門業者への紹介を行い、受入れを行っていない旨の説明をさせていただき、フロン類が取り除かれた家庭用電化製品につきましては、通常の家系ごみとして受け入れる旨のご説明をしております。

次に、お尋ねの2点目は、受入れを不可としているが、過去に受けた件数とその理由でございました。これまでの当組合におけるフロン類使用製品の処理状況としましては、25台の適正処分をさせていただいた中で、令和6年7月末時点で121台を保管している状況となります。このような状況に至ったのは、基本的に受入れを行っていない旨の説明をしているところではありますが、ごみ収集時や施設への直接搬入された際などにフロンガス含有の判別ができなかったものを保管することとなった場合がございます。また、当組合において十分な対応が行えず、フロン類使用製品を受けてしまったことなどもございましたが、今後は適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの3点目は、フロン類使用製品の処分方法と処分費用でございました。保管しておりますフロン類使用製品の処分方法につきましては、専門事業者によりフロン類使用製品からフロンガ

スを回収し、回収されたフロンガスは専門の再生工場において分解、無害化し、排ガス処理を行っております。処分費用につきましては、1台当たり、約7,800円で行っていました。

次に、ご質問の2点目、沼南処分場用地にある民間廃棄物処理施設につきましてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。お尋ねの1点目は、当該事業者への発注内容でございました。当組合が当該事業者へ委託している内容につきましては、柏市沼南地域と鎌ヶ谷市から発生する不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの破碎処理業務、柏市沼南地域から発生する瓶、缶、容器包装プラスチック類及びペットボトルの中間処理業務等となっております。

次に、2点目として、建築基準法に関して4項目のお尋ねと、3点目として廃棄物処理法に関して4項目のお尋ねがございました。建築基準法に関するご質問と廃棄物処理法に関するご質問につきましては、まとめてご回答させていただきます。

項目の1つ目は、建築基準法及び廃棄物処理法はどのように違反しているのかでございました。当該施設につきましては、建築基準法及び廃棄物処理法上の問題があると許認可権限を有する柏市より伺っております。建築基準法に関しましては、当該施設に係る許認可に関する資料が確認されていないことから許認可に関する手続が行われていないものと考えられると伺っております。同様に、廃棄物処理法に関しましては、1日5トン以上の処理能力を有する廃棄物処理施設を設置する場合は許可を得ることとされておりますが、許可に関する資料は確認できておらず、申請がなされていないものと考えていると伺っております。

2つ目は、違反であれば、いつ認識したのかでございました。令和5年11月から12月にかけて許認可権限を有する柏市の担当者より、建築基準法及び廃棄物処理法上の問題があると口頭で説明を受け、今後の是正の必要性についてお話しいただき、明確に理解したものと認識しております。

3つ目は、どのように指導したのかでございました。当組合は、発注者の立場として当該施設における許認可等の手続がなされていないことについて、当該事業者と認識を共有するとともに、是正に向けて促したところでございます。

4つ目は、今後の予定はどうなっているのかでございました。現在、柏市と鎌ヶ谷市におきまして、当組合での共同処理の解消を含めた協議が行われており、併せて当該施設での処理、処分方法の変更に向けても動き出しております。また、当組合といたしましても、処理、処分方法の変更など是正に向けた検討を行っているところでございますが、当該処理施設でごみ処理を行う柏市沼南地域及び鎌ヶ谷市、約16万人の住民生活への影響を考慮しながら、今後の処理方法や施設の在り方について構成団体と協議し、適切に対応してまいります。

次に、ご質問の3点目、（仮称）スポーツ広場の設計につきましてお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。お尋ねの1点目は、（仮称）スポーツ広場における可能なボール遊びでございました。（仮称）スポーツ広場ではボール遊びによる利用を想定しており、廃棄物処理施設周辺整備基本設計では、整備イメージとしてキャッチボールやフットサルなどの球技やレクリエーシ

ョン活動の場として活用されることとしております。今後、利用者が安全に安心して快適に利用できる場として、どのような利用が適切であるか調査研究してまいります。

お尋ねの2点目は、利用者駐車場についてございました。利用者用駐車場につきましては、さわやかプラザ軽井沢の第2駐車場と合わせて、（仮称）スポーツ広場の南側に公園の主要駐車場として車両108台、自転車駐車場20台を整備し、利用する予定でございます。しかしながら、現在、駐車場予定地においては用地交渉を進めていることから、駐車場が整備されるまではさわやかプラザ軽井沢の駐車場をご利用いただくことになります。

お尋ねの3点目は、ふれあい親水広場との連携でございました。廃棄物処理施設周辺整備基本計画及び同実施計画に基づき、「緑豊かな環境の中での健康づくり」という整備テーマの下、ふれあい親水広場と（仮称）スポーツ広場を相互利用することで、地域交流と健康増進のための拠点形成を図ることができ、廃棄物処理施設周辺の環境向上につながるものと考えております。

お尋ねの4点目は、公衆トイレについてございました。公衆トイレにつきましては、廃棄物処理施設周辺整備基本設計では、今後整備を予定している（仮称）多目的広場において公園全体の公衆トイレを設置する計画となっております。

お尋ねの5点目は、想定利用人数についてございました。想定利用人数につきましては、廃棄物処理施設周辺整備基本設計作成時の基礎資料より把握している公園全体の推計でお答えをさせていただきますと、平日で1日当たり1,672人、休日で2,118人と算出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 再質問を許します。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、第2問させていただきます。

1番のフロン使用電化製品の処分についてですが、鎌ヶ谷市民からの受入れ状況はどうなっていますでしょうか。

2点目、25台処分して、7月末時点で、まだ121台保管というふうに答弁を聞いたのですが、間違いありませんでしょうか。

3番、令和5年度の受入れ件数は何件でしょうか。

4、どこの事業者へ委託したのでしょうか。

5、事業所、事業者決定の経緯はどうなっていますでしょうか。

大きく2番目、沼南処分場用地にある施設について。

（1）、当該事業者の施設は、沼南処分場だけでしょうか。

（2）、「伺っております」と回答がありますが、当該事業者への委託は当組合で行っているはずで。委託元での確認は必要なかったのでしょうか。

（3）、委託元としてはごみ処理量が分かっているのに確認不足になった理由は何でしょうか。

(4)、「是正に向けて促したところであります」とありますが、いつまでに、どのように是正させるのでしょうか。

大きく3番目、スポーツ広場に関して。

(1)、ボール遊びの種類を分かりやすくしておくべきではないか。グラウンドゴルフは可能なのか。近隣の利用者団体等の協議はどうなっていますでしょうか。

(2)、南側に駐車場を予定するつもりとありますが、予定はいつでしょうか。

(3)、「環境向上につながるもの」と回答がありましたが、ふれあい親水広場とスポーツ広場は物理的につながっているのでしょうか。または、つながる予定なののでしょうか。

(4)、(仮称)多目的広場はいつ利用開始でしょうか。それまでは、トイレ利用はどのようにする予定でしょうか。

(5)、年度別の広場別の予定利用者人数とこれまでの実績をお示してください。

以上です。

○議長(伊藤 仁議員) しらさぎ所長。

○しらさぎ所長(栗原 稔君) 私からは、フロン類使用製品の処分についてのご質問及び沼南処分場用地にある施設についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、フロン類使用製品の処分についてのご質問5点について、ご質問の1点目、鎌ケ谷市住民からの受入れ状況についてお答えいたします。鎌ケ谷市のフロン類使用製品の受入れ状況につきましては、基本的に住民の方からのお問合せに対し、専門業者への紹介を行い、受入れを行っていない旨を説明し、フロン類が取り除かれた家庭用電化製品につきましては、通常のごみとして受け入れる旨の説明をしているところでございます。

次に、ご質問の2点目、7月末時点で121台保管かとのことのご質問にお答えいたします。令和6年7月末時点でのフロン類使用製品の保管台数は121台となっておりますが、その内訳につきましては、柏市沼南地域分が23台、鎌ケ谷市分が98台となっております。

次に、ご質問の3点目、令和5年度の受入れ件数についてのご質問にお答えいたします。フロン類使用製品の受入れ件数につきましては、ごみ収集時等にフロンガス含有が判別できなかったものなどもございますので、正確な受入れ件数は把握できておりません。

次に、ご質問の4点目、どこの事業者へ委託したのかとのことのご質問にお答えいたします。柏市沼南地域から発生する資源ごみの選別、加工等の中間処理を業務内容とする資源分別処理業務に含めて株式会社リサイクルへ委託したものでございます。

次に、ご質問の5点目、事業所を決定の経緯はとのことのご質問にお答えいたします。当該事業者につきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく第一種フロン類充填回収業者としての登録がなされており、適正な処理が可能であること。フロン類を処理した後の家庭用電化製品の資源化処理を行っており、中間処理から資源化処理までの一連の業務を効率的に行えること

などから当該事業者に決定したものでございます。

次に、沼南処分場用地にある施設に関するご質問、4点についてお答えいたします。

初めに、ご質問の1点目、当該事業者の施設は沼南処分場だけかとのことにご質問にお答えいたします。

当該事業者が所有している施設につきましては、旧沼南町一般廃棄物最終処分場にある施設のみと伺っております。

次に、ご質問の2点目、委託元での確認は必要ないのかとのことにご質問にお答えいたします。法令に基づく許認可がなされていたかについては、発注者としても確認すべきであったと考えております。

次に、ご質問の3点目、ごみ処理量が分かっているのに確認不足になった理由はとのことにご質問についてお答えいたします。旧沼南町一般廃棄物最終処分場の民間処理施設での処理委託については、平成12年度に沼南町から事務移管される時点で既に処理業務が行われており、当組合は業務をそのまま継続したのですが、当該処理施設の許認可等に関する手続の確認について、その後も十分になされなかったものと考えております。

次に、ご質問の4点目、いつまでに、どのように是正させる予定なのかとのことにご質問にお答えいたします。期限については定めておりませんが、許認可等に係る手続や施設の在り方について検討するよう促したところでございます。また、当組合といたしましても、当該事業者の是正対応に限らず、様々な処理、処分方法の検討を行っており、旧沼南地域及び鎌ヶ谷市の住民生活への影響を考慮しながら、今後の処理方法や施設の在り方について構成団体と協議を重ね、適切な対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） 私からは、スポーツ広場についてお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。1点目は、ボール遊びの種類を分かりやすくするべきではないか、グラウンドゴルフは可能なのか、利用者団体との協議はどうなっているかについてお答えいたします。

ボール遊びの種類につきましては、主なもので例示をしているところではございますが、今後、利用者に対し、分かりやすいものが提示できるようにしてまいりたいと思います。また、グラウンドゴルフが可能かどうかにつきましては、（仮称）スポーツ広場の使用条件等のルールづくりをしていく中で、令和8年度までに整備を予定している西側スポーツ広場の利用内容と整合を図りつつ慎重に検討してまいります。次に、近隣利用者団体との協議につきましては、今後、地域住民の方々などと必要に応じて協議等の調整を図ってまいります。

ご質問の2つ目、南側に駐車場を予定する時期についてでございますが、南側駐車場の整備予定につきましては、廃棄物処理施設周辺整備実施計画において、令和8年度までに整備する予定としております。

次に、3つ目、ふれあい親水広場とスポーツ広場の物理的につながるかどうかについてでございますが、ふれあい親水広場とスポーツ広場については、散策路を整備し、つながる予定としております。

次に、4番目、（仮称）多目的広場はいつから利用開始か、それまでのトイレ利用はどうするのかというご質問ですが、（仮称）多目的広場の利用開始時期につきましては、廃棄物処理施設基本計画及び実施計画におきまして、令和13年度までに整備し、令和14年度からは供用を開始する予定でございます。それまでの間、トイレ利用につきましては、さわやかプラザ軽井沢のトイレを利用していたくことなど考えておりますが、今後、利用者の意見を伺いながら仮設トイレなどの設置も含めて調査研究してまいります。

次に、5点目、年度別、広場別の予定利用者とこれまでの実績についてでございますが、年度別、広場別の予定利用者につきましては、廃棄物処理施設周辺整備基本設計作成時の基礎資料より公園全体の推計はしておりますが、年度別、広場別の推計は行っておりません。また、現時点で供用開始しているふれあい親水広場についても、利用者人数の把握をしておりますが、広場の利用状況といたしましては、犬の散歩、ウォーキング、築山、せせらぎでの遊びなど、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の方々に利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 再々質問を許しますが、時間の関係がございますので、それを考慮した質問をお願いいたします。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、端的に回答をお願いいたします。

1、フロン使用電化製品の処分についてですが。

（1）、25台の処分を最近したということですが、いつ実施したのか。また、その25台は沼南分なのか、鎌ヶ谷分なのか。

（2）、25台という処分台数は、どうやって決定したのか。

（3）、現在121台保管とありますが、増加傾向なのかどうなのか。

（4）、株式会社リサイクルに委託したとありますが、先ほど沼南処分場の事業者でありますリサイクルでありますから建築基準法違反、廃棄物処理法違反になっている事業者であります。そこが適切に処分しているのか。どのように確認をしたのかお示してください。第1問の回答で「専門の再生工場において分解、無害化、排ガス処理を行っております」と回答されておりますが、沼南最終処分場に違法建築されている建物の中で処分されているのかお示してください。

2番、沼南処分場用地にある施設についてですが、第2問の回答で「期限について定めてございません」と回答がありましたが、期限を決めてどのような是正措置をするのか考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3番、スポーツ広場、第2問の回答で「利用者の意見を伺いながら仮設トイレなどの設置」とありましたが、最初からトイレ設置を考えるべきではないか。柏市の一般質問でも公衆トイレが少なく、高齢者が散歩などで大変困っているという意見もありますので、ぜひトイレの設置を考えていただき

たいと思います。要望です。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（伊藤 仁議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） フロン類使用製品の処分についてのご質問及び沼南処分場用地にある施設についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、フロン類使用製品の処分についてのご質問4点について、ご質問の1点目、25台の処分はいつ実施したのかというご質問についてお答えいたします。フロン類使用製品については、令和5年9月に柏市沼南地域分として保管してあった25台を処分したものでございます。

次に、ご質問の2点目、25台という処分台数はどうやって決定したのかというご質問にお答えいたします。処分台数につきましては、令和5年度当初予算編成前の令和4年9月時点で保管してあった台数としたものでございます。

次に、ご質問の3点目、現在121台保管とあるが、増加傾向なのかというご質問にお答えいたします。

フロン類使用製品については、ごみ収集時等においてフロンガス含有の判別ができない製品もございますので、保管台数は増加する可能性はございますが、保管しているものについては計画的な処分を検討してまいります。

次に、ご質問の4点目、株式会社リサイクルに委託したとあるが適切に処分しているのか。どのように確認したのかというご質問にお答えいたします。フロンガスの処分につきましては、当組合職員立会いの下、回収し、専門の再生工場で適正に処理したことを証明書にて確認しており、旧沼南町一般廃棄物最終処分場での処理は行っておりません。

次に、沼南処分場用地にある施設に係るご質問についてお答えいたします。お尋ねは、期限を定めて是正措置をさせるべきと考えているが、いかがとのごことでございました。当組合といたしましても、住民生活の影響などを考慮しつつ、是正期限も含めて今後構成団体と協議を重ねて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） ご質問のトイレの設置につきまして、当初から予定すべきではないかということについてお答えいたします。

トイレの設置につきましては、スポーツ広場の利用状況などを確認しながら、必要性を見極め検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で鈴木議員の一般質問を終結いたします。

次に、徳本議員について質問を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 1項目め、地下水調査PFOS及びPFOAの結果を受けた対応について、飲用水であることから世界基準に合わせて利用者に飲まないよう通知をするべきではないですか。

2つ目、（仮称）スポーツ広場について。5つです。

1つ、どのように利用してほしいというビジョンでつくる広場でしょうか。

2つ目、自由にボール遊びができるということで、人気の高い、世界的にですね、日本でも。人気の高いバスケットゴールの設置も考えてはどうでしょうか。

3つ目、ボール遊びができる広場の利用上のルールはどのような内容にする予定でしょうか。

4つ目、ベンチの仕切りはなくし、数も多くすると憩いやすい広場になると考えますが、検討してはいかがでしょうか。

5つ目、鍵付きの門にする理由について。

3項目めは、生ごみやふん尿を利用した発電の検討について。その発電など環境負荷を減らす仕組みの調査研究をしてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご質問は3点ございました。初めに、ご質問の1点目、PFOS及びPFOAの地下水調査の結果を受けた対応についてお答えいたします。お尋ねは、飲用水であることから世界基準の値に合わせて利用者に飲まないよう通知をするべきとのことでございました。PFOS及びPFOAにつきましては、令和6年8月に示された環境省の専門家会議の資料から、アメリカではPFOS及びPFOA各4ナノグラム・パー・リットル、イギリスやドイツが各100ナノグラム・パー・リットルなど、各国において様々な見地から目標値等が示されております。我が国におきましても、暫定目標値としてPFOS、PFOAの合算値50ナノグラム・パー・リットルが示されております。この暫定目標値につきましては、令和2年に当時の科学的知見に基づき、人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定しており、引き続き、各国、各機関により、さらなる検討がなされている中、国でも最新の科学的知見に基づき暫定目標値の取扱いについて検討を進めているとのことであります。このような状況を踏まえまして、このたび当組合内の井戸4本の地下水調査につきましては、5ナノグラム・パー・リットル未満から28ナノグラム・パー・リットルという結果であり、調査を実施した全ての井戸で国の示す暫定指針値を下回っておりますことから、現状では利用者への通知は考えておりません。

今後とも、当組合では国、県等の動向を注視しつつ、構成団体と情報共有を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、（仮称）スポーツ広場につきましてお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。お尋ねの1点目は、どのように利用するビジョンの広場なのかでござ

いました。（仮称）スポーツ広場の整備は、廃棄物処理施設周辺整備基本計画及び同実施計画に基づき実施されることになり、平成29年度に作成しました廃棄物処理施設周辺整備基本設計におきまして、地域に残された貴重な緑地や多目的広場などは一体的な景観を形成する空間として、いつでも利用できる開放された公園をイメージしており、その中で（仮称）スポーツ広場では、キャッチボール、フットサル等の球技やレクリエーション活動ができる場として、利用者同士が譲り合いながら、安全かつ快適にボール遊びができる広場にしたいと考えております。

次に、お尋ねの2点目は、バスケットゴールの設置についてございました。地域の方々のご意見を伺いながら、廃棄物処理施設周辺整備事業として、現在の（仮称）スポーツ広場の実施設計に至った経緯を踏まえまして、バスケットゴールの設置につきましては、公園利用者が安全で安心して快適にご利用いただけるよう、今後の公園の在り方や整備の参考とさせていただき、利用者の意見を伺いながら、近隣自治体の設置状況等調査研究してまいりたいと考えます。

次に、お尋ねの3点目は、ボール遊びができる広場の利用上のルールについてございました。国の都市公園法運用指針では、都市公園は一般公衆の自由な利用に供される施設と示されておりますが、その上で、誰もが安全に安心して快適に利用できる場の確保が必要であるとも考えております。また、公園の利用に際しましては、構成市では、マナーと思いやりを大切に利用する、誰もが気持ちよく利用していただくためのマナーやルールを守って利用する、幼児からお年寄りまでが気軽に利用できるなど示されていることも踏まえ、ボール遊びができる広場の利用上のルールにつきましては、利用者がマナーやモラルを守っていただき、誰もが安全に安心して快適に利用でき、自由な使用に供することができるようルールとなるよう先進地等調査研究させていただき検討してまいります。

次に、お尋ねの4点目は、広場に設置するベンチについてございました。ベンチの仕切りの有無にはメリット、デメリットを有するものと認識しております。高齢者など利用の際に支えに使われる場合もあると思われますし、寝そべりによる独占利用を防止できるとも言われております。一方で、座ることができる人数が限られてしまうなどデメリットもあるようですが、検討の結果、座れる手すり付きのベンチを採用したところでございます。また、ベンチの配置及び基数につきましては、ボール遊びの面積などを加味した検討の結果とされております。いずれも地域住民の意見を取り入れながら検討され、設定させていただいたものでございます。ベンチの仕様内容や増設等のご提案につきましては参考とさせていただき、今後、利用者からのご意見なども踏まえながら検討してまいります。

次に、お尋ねの5点目は、鍵付きの門についてございました。鍵付きの門にする理由につきましては、当該地は人目のつきにくい場所もあり、夜間における事件や事故に対する防犯や騒音などによる迷惑利用防止の観点から地域住民のご意見も踏まえて施錠による管理を予定しているところでございます。

次に、ご質問の3点目、生ごみやふん尿を利用した発電の検討につきましてお答えいたします。お尋ねは、生ごみやふん尿を利用した発電など、環境負荷を減らすための調査研究についてございま

した。生ごみやふん尿を利用した発電、いわゆるバイオガス発電の検討につきましては、環境負荷の低減、再生可能エネルギーの安定的な供給、循環型社会の形成などの環境に配慮した手法の一つであると考えており、全国でも民間施設を含めた複数の施設がございます。一方で、原料となる生ごみやふん尿などを集めて管理し、発酵に適さないものを除くなどの選別作業のほか、その選別方法を分別収集として行う場合の経費の増加などが見込まれる場合もございます。さらに、発酵残渣の処理費用がかかり、特に都市部では肥料の需要が少ないことなどから、処分方法も検討する必要があります。

メリット、デメリットを総合的に判断しつつ、生ごみ等を活用した発電に限らず、様々な環境負荷を軽減する方式があると思われますので、環境に配慮した新たな処理方式の導入につきましては、現時点ではそのような計画を持ち合わせておりませんが、今後、先進地や先進施設などを参考とさせていただき調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 再質問を許します。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 意見を述べながら2回目の質問に行きたいと思います。

まず、PFAS関連についてです。確かにイギリスやドイツ、各100ナノグラム・パー・リットルということでしたが、もう昨年ドイツなどは見直していまして、適用は2028年からですけれども、PFAS 4種類の合計を、おのおの100だったのが20ナノグラムを超えてはいけないというふうに変えていますし、デンマーク、スウェーデン、ベルギーなども、さらに厳しい上限値を設定して、欧州連合のほうでも、もう全てのPFASを原則禁止という方向で世界は進んでいます。ということがまず押さえておきたいことです。

ほかの質問については、2回目の問いはありませんので、意見だけ述べさせていただきます。2つ目の（仮称）スポーツ広場について。ビジョンについては、すごくすてきな内容だなと思って理解しました。2つ目のボール遊びについてなのですけれども、ちょっと白井市議会でも要望して前向きな回答をいただいています。白井市の総合計画をつくるのに当たって、子供たちとか若い人の意見も聴こうとタウンミーティングをやったところ、複数の人からバスケットゴールの要望がありました。

今回3市、構成市3市について、ちょっと問合せをしたところ、白井のほうはこれから先進地を見てバスケットゴールの設置、複数の要望があるので検討してくれるということです。鎌ヶ谷市さんのほうは、今、公園及び児童遊園等にバスケットゴールはなく、原則ボール遊びを禁止しているので、公園と併せてバスケットゴールの設置、検討は行っていないということでしたが、複数の要望があるというふうに伺っています。それで、一番参考になるのが柏市さん、今現在5か所の公園でバスケットゴールついているということで、ちょっと3か所参考までに確認に行ってきました。1か所が住宅街にあるのですが、あとで見たい方はお見せします。結構古いようでした、こう、バスケットゴールがあつて、住宅がある側は柵があつて、いつでもできるという。夜間と早朝は抜かしてできる

というふうになっていました。もう一つが、大井エリカ公園という16号線沿いの団地群のところにある小さなあの公園にも柏市はバスケットゴールがあつて、16号線のような道路があるところでも柵があればちゃんと長年利用できるということが確認できました。もう一つ、とてもすばらしかったのが、柏市の名戸ケ谷第六公園です。これ、高さが違う3つのバスケットゴールがありまして、親子の方が遊んでいました。それで、どこから来たのですかと聞いたら、おたかの森っておっしゃって、あの流山、子育ての流山からわざわざ調べて来たということで、白井でも野球ができる富士の南園公園というところがあるのですけれども、そのキャッチボールしている親子に聞いたら船橋市から来たと言っていたので、やっぱりバスケットボールとか、ボール遊びができる場所というのは市を越えてわざわざやってくるという魅力があると思うので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思いました。

3つ目の利用上のルールということですが、例えばさっきバスケットゴールがあつた大井エリカ公園なんかも、木や花を大切に、遊び道具を大切に、危険なおもちゃで遊ばないようにルールを守って譲り合って仲よく遊びましょうと、こういったもので、少し前に白井市で要望したのですけれども、やはり禁止ではなくて、先ほど答弁いただいたようなマナーと思いやりを大切にとか、誰もが気持ちよく利用できるよという原則を基本書いておけば、どんな状況も大体適用できると思いますので、なるべくみんなが自分で考えて、楽しく遊べるようなざっくりとしたルールにしていだけたら使いやすいと思います。

4つ目のベンチの仕切りをなくして数を多くするという提案です。私も、言語聴覚士でもあるので、脳卒中後に片方の半身麻痺の方とかはやっぱり左の麻痺だと左の手すりがあつても立ち上がれないがあるので、手すりが大事というのはとても分かるのですけれども、両側に手すりがあれば、この仕切りがあるとやはり座りにくいですし、普通の大きさだと2名ぐらいが、1名が余裕を持って足を伸ばして座るというのが憩いの場としては使いやすいのではないかと思います。また、ここにも回答もされましたけれども、独占利用を防止するというので、特に都内ではホームレスの方が寝ないよというので、この手すりを1名分ずつつけて、通称「意地悪ベンチ」って呼ばれたりもしているのです。なので、ちょっと自分たちの議員団ではこの柵というのはデメリットと、あんまり親切でないというイメージがあります。やっぱり憩いの場にするためには机と椅子があるということが大事ではないかというふうに思っています。物を食べたり、話したりということで向かい合って話せるような場所というのが求められるかなと思っていて、幾つか数についても例を申し上げますと、自分はあんまり海外に行ったことないのですけれども、ニューヨークには行ったことがあつて、議員になるずっと前ですから、公園の視察ではないのですけれども、有名なセントラルパークに行きました。そしたら、やっぱりもうずらっとベンチがあつて、寄附で、愛する人へみたいなメッセージとかあるので、すけれども、こんなにあつても座れないのですというぐらい、もういっぱい椅子があります。たくさんあると、そんな寝転がったって別にいいでしょうし、占有しているからほかが座れないということ

もないと思います。日比谷公園もそういった作りになっています。また、白井市内も人気のパン屋さんがあるのですけれども、今日も行ったのですが、コーヒーを飲んでいて、机と椅子があって、いつもみんなが憩いの場にしてパン食べていますが、ちょっと感激したのがレジヤーマットが幾つも入り口に置いてあって、ご自由にお使いくださいということで、人工芝で敷いてパンを食べられるようにしてあって、そんなにお金かけなくても、こういうみんなに集まってしゃべってほしいという思いが感じられる施策だなと思ったので、ぜひベンチも検討していただきたいです。

それで、5つ目の鍵つきの門については納得したので結構です。

3つ目の発電について、やっぱり何で質問したかといいますと、当組合の施設がし尿処理をしているということで、人のふん尿についてで発電しているという例はあまりないと思いますが、ぜひ調査していただきたいというふうに思います。

では、2回目の質問に行きます。これはPFAS関連に限られます。1つ目が、この8月17日に全国のPFAS問題で悩んでいる住民団体や党派を超えた議員たちがオンラインで全国交流会というのを行いまして参加しました。でも、本当に言葉を失うような、自慢の井戸をずっと飲んできておいしかったのに何十年間もPFASが入っているのを知らなかった。まだ自治体は検査もしないというようなことがたくさん沖縄から青森まで何十人もの方から報告されました。この組合の3市については県とも協力して、独自の調査も早めにやったださって、そういう点では全国の中ではよいほうと思っていますが、やはり基準値でもない暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルというのが大変問題だと思います。市民の健康と命の問題への姿勢が問われています。環境基準ですらなく、国際基準からも大幅に緩い暫定目標値を基に安全とするのは大変問題だと考えます。安全ではないとは言えないまでも、参考に国際基準を周知することはできるのではないのでしょうか。

また、2つ目、今年1月25日の全員協議会でご説明いただいたアクアセンターあじさいの放流水とさわやかプラザ軽井沢におけるプールやお風呂で使用している水についても、最も厳しい国際基準と照らすと基準以上の値となっています。どちらも厳しい国際基準以下になり、限りなくゼロにして流したり、使ったりできるよう今施せる方法としてろ過すること、または水道水の割合を増やすように戻すなどの対応を取るべきではないのでしょうか。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 事務局次長。

○事務局次長（野澤孝夫君） 私からは、PFOS、PFOAの対応について、2点お答えいたします。

ご質問の1点目、市民の健康と命の問題への姿勢が問われている中、安全ではないと言えないまでも参考に国際基準を周知することはできるのではないかについて、まずお答えいたします。

PFOS及びPFOAの基準値につきましては、国ごとに様々な角度から独自の目標値等が示されており、また様々な議論がなされていることは承知しております。当組合につきましては、現在国が

示しております暫定指針値50ナノグラム・パー・リットルを基準として運用していることから、現状において周知することは考えておりません。今後とも国、県等の動向を注視しつつ、構成団体とも情報共有を図りながら適切に対応してまいります。

次に、ご質問の2点目、今年1月25日の全員協議会でご説明いたしましたアクアセンターあじさいの放流水とさわやかプラザ軽井沢で使用している水について、厳しい国際基準以下になるよう対応を取るべきではとのご質問についてお答えいたします。

今年1月25日に開催いたしました議員全員協議会では、PFOS及びPFOAの測定結果について説明させていただきましたが、PFOS及びPFOAの合算値でアクアセンターあじさいの放流水では0.9ナノグラム・パー・リットル、さわやかプラザ軽井沢における使用水では2.7ナノグラム・パー・リットルでございました。両施設とも国の暫定指針値50ナノグラム・パー・リットル以下であるため、当組合といたしましては、現在示しております国の暫定指針値で判断を行うこととしておりますので、水道水の割合を増やすなどの対応は現状では予定しておらず、引き続き国、県等の動向を注視しつつ、構成団体と情報共有を図りながら、必要に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 再々質問を許します。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） まず、1問目の環境基準ですらないので、やはり国際基準を周知してはということに対して、やはり50ナノグラム・パー・リットルが基準ということだったのですが、この環境基準というものを環境省の説明で読んでみると、今は環境基準ではないです。その環境基準というのは、人の健康を維持する最低限度としてではなくて、もっと積極的に維持されるのが望ましい目標ということで、せめてその観点からの基準があればいいのですが、それですら今はなくて目標、暫定目標値の考え方というのがありますが、それは水質の悪化が見込まれる場合などは可能な限り、その悪化の防止が図られるような暫定目標を設定するという、すごく非積極的というか安全とは言えないという目標値だと思っています。世界と比べるまでもなく、基準すらできていないというのが問題です。また、世界との比較の中で、先ほどの答弁でも「最新の科学的知見に基づいて検討している」という言葉があったのですけれども、今回については、この科学的ということがすごく足を引っ張っていて問題です。なぜ、どんどんほかの国がこの基準値を厳しくして、もう限りなくゼロを目指しているかという、予防原則というものに基づいて動いているからだと思います。この予防原則というのは、ただ単に因果関係や十分な科学的確実性がない場合でも、もう環境や人の健康について、後になって分かっても取り返しがつかないようなリスクがあるという場合には、科学的根拠を待たずして費用対効果を考慮した上で、事前にもう完全な予防的措置に努めるリスクマネジメントのほうを重視するという原則です。恐らく各国がどんどん厳しくしているのは取り返しがつかないので、特に日本でも何十年も、もう体内にPFASを蓄えてしまっている国民がいる中で調査も、血液検査もなかなか

できていない。こうなると、やっぱりこれ以上ひどくならないために取り返しのつかないP F A Sをなるべく取り込まないというための予防原則に基づいた考えが必要で、今分かっている安全の基準にすらならない目標値を基に、当組合が動くというのも信頼を失ってしまうのではないかと危惧します。

また、P F A Sについて、発がん性もさることながら、赤ちゃんが小さい体重で、低体重児が生まれてしまうというのがありますが、先ほどお話しした沖縄の報告ではすごく米軍基地がたくさんありますけれども、低体重児が多いですとか、関係性が疑われるものもあります。また、究極に言ってしまうと、では、先ほどプールやお風呂の水2.7でしたが、では、皆さんは飲めますかと。子供やお孫さんがプールで水飲んでも「大丈夫、50以下だから」と言えますかということで、やはり厳しく対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 5時10分 閉 会